

第12回草津市農業委員会総会  
会議録

令和6年6月10日

## 第12回農業委員会（総会）

令和6年6月10日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議 第26号  
農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 第 3 報告第16号  
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 3件
- 第 4 報告第17号  
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 3件
- 第 5 報告第18号  
農地法第18条第6項の規定による届出の報告について（報告）… 2件
- 第 6 議 第27号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 9件
- 第 7 議 第28号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 4件
- 第 8 議 第29号  
土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めるについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	12 番	木下 弥生	13 番	奥村 次一
14 番	堀 裕子				

### ・会議に欠席した委員

11 番 中島 健一

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	平井 重己	8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春
10 番	一浦 秀樹				

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

## 農林水産課

係長	中嶋 行範	主査	早瀬 史也
----	-------	----	-------

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第12回草津市農業委員会総会を開催します。

感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願ひします

本日、11番 中島健一委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上ますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしくお願ひいたします。

会長 みなさまこんにちは。本日も大変お忙しい中、総会にご出席をいただきましてありがとうございます。6月のこの時期になりますと、田植えや夏野菜の植え付け等もほぼ終了している頃かと思います。近年不安定な天候が続いているので、農作物の生育被害等がでないといいと思っております。みなさまも体調には、くれぐれもお気をつけください。

会長 ただいまから、第12回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予めお手元に配布いたした通りであります。議事にかかる図面確認は、タブレット端末をご活用いただきますようお願いします。

会長 それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号7番 今井修委員、議席番号10番 田中廣之委員、以上の兩人を指名いたします。

会長 今回、人事承認案件がございますことから、日程第2の議決事項のみ先にご審議いただきます。

会長 では、日程第2議第26号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の承認案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。  
先月の協議事項と同様の説明となりますが、ご了承願います。  
欠員補充にかかる事務の経過ですが、昨年12月総会において、笠縫地区から1名の欠員補充する旨を決定いただき、今年3月1日から28日までの間、市広報、市HP等で推薦・公募を行いました。結果、笠縫地区から平井重己さんを農地利用最適化推進委員の候補として、笠縫地区の生産組合長3名からの推薦がありました。推薦者は、川原町生産組合長の●●●さん、平井町生産組合長職務代理の●●●●さん、集町生産組合長の●●●●さんです。

草津市農業委員会委員選考要領第2条に基づく評価基準には、違反転用がないことを始めとして、地域からの推薦がある、農業団体からの推薦がある、農業に関する識見等があることを確認しています。

また、草津市役所市民課・草津警察署あてに欠格事由の調査依頼をしましたところ、「問題ない」との回答を得ております。

また、4月総会において、定員内の推薦・公募であった場合は、敢えて選定委員会は設けず、農業委員会で承認できると規定の見直しをいただき、今回定員内であったことから、農業委員会に関する法律第17条第1項の規定により、平井重己さんを笠縫地区の農地利用最適化推進委員として委嘱・承認いただくことについて委嘱することの承認についてお諮りするものです。

会長 只今、事務局から説明がありましたように、推薦者は、笠縫地区の3名の生産組合長等からの推薦ということで、地区の農業をよく知る人と理解しました。

推薦書及び推薦を受けた方について、何かご質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。  
ただいま議題となっております議第26号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の承認案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第26号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の承認案件を原案のとおり決定いたしました。

(平井重己さん入室)

会長

先ほど、ご就任いただいた平井重己委員は、議席番号7番とし以後の日程に参加いただきます。

会長

日程第3報告第16号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第16号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、東近江市に住所を有する届出人が露天駐車場として、所有する西草津一丁目地先の田1筆242m<sup>2</sup>を転用されようとするものです。

届出地は、住宅街が形成されている周辺の農地であり、駐車場としての需要が見込まれると判断され今回届出されたものです。

届出地は、乗り入れ口を設ける北側の道路高に合わせるように、約60cmの盛土を行われ、隣地との境界についてはL型擁壁を設置されます。

雨水排水は、北側に会所柵を設け、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、雑種地・道路・地目田、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、笠山一丁目に住所を有する届出人が、倉庫として、所有する笠山四丁目地先の登記地目田、現況宅地3筆3,426m<sup>2</sup>を転用されようとするものです。

届出地は、昭和50年頃から届出人の父親が倉庫として利用されており、届出人が相続されたものでございますが、今回、倉庫の売却をすることになったため、調査をされたところ、転用届を提出されていないことが判明したため、経過書を添付のうえ、届出をなされたものであります。

顛末案件であるため造成工事等はございません。

隣接地は、宅地および、地目雑種地、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、野村三丁目に住所を有する届出人が、長屋住宅建設を目的として、届出人が所有する上笠一丁目地先の登記地目田、現況雑種地1筆931m<sup>2</sup>を転用されようとするものです。

宅地部分および東側の乗り入れ口については、約90cm程度の盛土をされ、西側の乗り入れ口は道路高に合わせるように、約130cmの盛土を行われます。隣地との境界についてはコンクリートブロックを設置されます。

雨水排水は、会所枠を設け、西側および東側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・雑種地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は5月21日付、番号2番は5月15日付、番号3番は5月7日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第16号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第17号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第17号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、4ページ、5ページです。

番号1番は、野路一丁目に事業所を有する不動産業者である譲受人が住宅

用地（4区画）として譲渡人が所有する、追分2丁目地先の田599m<sup>2</sup>を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、北側の道路高に合わせるよう、約20cm程度の盛土を行われます。

市道に接する北側以外の隣地との境界（高低差：西100cm東0cm）には、コンクリートブロックを設置されます。

雨水排水は、北側に会所枠を設け、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田および宅地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号2番は、野路町に事業所を有する不動産業者と、守山市に事業所を有する不動産業者である譲受人が、露天資材置場として渡人が所有する、西矢倉3丁目地先の田2筆計1,235m<sup>2</sup>を売買にて共有で取得し、転用されようとするものです。

届出地は、道路高と合わせるよう約40cm程度の盛土を行い、隣地との境界についてはL型擁壁と、一部コンクリートブロックを設置されます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、隣接する水路へ放流されます。

隣接地は、田・里道であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号3番は、矢橋町に事業所を有する不動産業者である譲受人が分譲宅地（11区画）として、共有名義を含む譲渡人8名が各々に所有する、矢橋町地先の地目、現況とも畠4筆972m<sup>2</sup>、地目畠、現況雑種地3筆1,133m<sup>2</sup>、地目田、現況雑種地1筆204m<sup>2</sup>、計8筆2,309m<sup>2</sup>を売買にて取得し転用されようとするものです。

隣地との境界についてはL型擁壁と、一部コンクリートブロックを設置し、分譲住宅開発時に道路の拡幅工事も行われます。

雨水排水は、敷地勾配を拡幅する道路に向けてつけ、会所枠を設けて、道路側溝を通じて放流されます。

敷地は、道路高に合わせるよう、盛土および一部切土を行われます。

隣接地は、畠・宅地・雑種地・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は5月7日付け、番号2番は5月9日付け、番号3番は5月7日付けにて専決規定に基づきそれぞれ局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第17号を終わります。

会長

次に、日程第5報告第18号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第18号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものであります。

今月の通知は、2件です。議案書の6ページをご覧ください。

番号1番、2番は、後ほど説明させていただきます議第27号、番号2番ならびに3番の関連案件です。

番号1番に関しては、賃借人は賃貸人が所有する北山田町地先の畠1筆、965m<sup>2</sup>に対して、農地中間管理権に係る賃貸借権の設定（10年間）をしておりましたが、今回、解約の申入れがありました。

解約に至った事由につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当する、両者の合意による解約です。

解約後の農地は議第27号、番号2番の賃借人である新規就農者へ貸付される予定です。

なお、この解約通知書につきましては、令和6年5月10日付けで受理しております。

番号2番に関しては、賃借人は賃貸人が所有する北山田町地先の畠1筆、338m<sup>2</sup>に対して、農地法第3条の賃貸借の権利設定をしておりましたが、合意解約されたものです。

解約後の農地は、議第27号、番号3番の新規就農者たる、賃借人の子へ貸付される予定です。

なお、この解約通知書につきましては、令和6年5月9日付けで受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願ひします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第18号を終わります。

会長 次に、日程第6議第27号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から9番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。  
この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。  
今月の申請は、9件です。議案書は、7ページ、8ページです。

番号1番から番号7番までは関連案件であります。

うち番号1番から5番は、下笠町に住所を有する借受人が、貸渡人5人が各々所有する、北山田町地先の畠1,153m<sup>2</sup>、965m<sup>2</sup>、338m<sup>2</sup>、702m<sup>2</sup>、250m<sup>2</sup>、計5筆3,408m<sup>2</sup>をそれぞれ賃貸借にて借受けされようとするものです。残る番号6番と7番は、同じく下笠町に住所を有する借受人が、貸渡人2人が各々所有する、北山田町地先の畠319m<sup>2</sup>、田720m<sup>2</sup>、計1,039m<sup>2</sup>をそれぞれ使用賃借にて借受けされようとするものです。

今回、番号1番から7番までを賃貸借ならびに使用賃借で借受けされる申請人は、北山田に住所を有する農家の子で、これまで実家で農業に従事し、耕作技術を取得されてきました。

この度、新規就農者として農地を借受け、今まで以上に農業経営に注力し、高齢化する地域農業の活性化を図っていきたい、とのことです。

借受けした農地は、引き続き、米ならびに野菜を栽培される予定です。

以上、番号1番から7番の7件につきまして、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、実家の親御さんが現在所有する農地について全て耕作がされており、申請者が取得される農地についても、計画的な営農計画が提出されていることからも、農地

借用後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、借受け後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長から同意をいただいていることから問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号8番は、新堂町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、新堂町地先の田1筆1,383m<sup>2</sup>を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、営農規模拡大の意向があり、譲渡人に相談したところ、売買の話がまとまったため、本申請をなされました。栽培計画は、引き続き水稻栽培される予定です。

農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、農地取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号9番は、下笠町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、下笠町地先の畠1筆594m<sup>2</sup>を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農業経営は無いものの、配偶者は、長年実家の農業を手伝っており、耕運機や草刈り機も既に所有されており、以前より営農への参画意向があり、譲渡人に相談したところ、今回、売買の話がまとまったため、本申請をされました。栽培計画は、トマトなど野菜の栽培のほか、出荷用の花卉の栽培を予定されています。

農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、妻の実家の親御さんが現在所有する農地について全て耕作がされており、申請者が取得される農地についても、計画的な営農計画が提出されていることからも、農地取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、農地取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長から同意をいただいていることから問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請9件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

会長

以上で事務局の説明が終りました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番から7番までの案件につきましては、議席番号5番 中島春樹委員お願いします。

5番  
中島

佐山推進委員さんと現地確認をいたしました。1番から7番までの案件すべて行かせていただきました。事務局から説明がありましたとおりでございます。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

会長

番号8番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員お願いします。

7番  
今井

8番の案件について説明させていただきます。譲受人の方は、現在も田をされています。そのまま水稻をされるということでございます。問題ありません。署名させていただきました。よろしくお願ひいたします。

会長

番号9番の案件につきましては、議席番号8番 田中実委員お願いします。

9番  
田中

事務局から説明がありましたとおりでございます。この土地は、畠地でありますか遊休農地になっておりまして、草がかなり生えているのですが、譲受人さんが草刈りをして野菜を植えるとのことで、何の問題もないと判断いたしました。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきます

ようお願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第27号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から9番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第27号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から9番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第7議第28号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番の案件を議題としますが、この案件については、本日、出席の議席番号12番 木下弥生委員は、親族にあたりますことから、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をいただきます。

では、議席番号12番 木下弥生委員は、退席を願います。

(委員 退席)

会長

それでは、議第28号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番の案件を議題とし、事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第28号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、4件でございます。議案書は、9ページです。

番号1番は、栗東市に住所を有する夫婦2名の借り人が、一戸建住宅の建築を目的として、貸し人が所有する青地町地先の地目雑種地、現況畠177m<sup>2</sup>を使用貸借にて借り受け、転用されようとするものです。地目は雑種地でありますが、農地法上、現況において農地性がある場合は対象といたしますことから、申請されたものであります。

貸し人は、一方の借り人（妻）の祖母でございます。

借り人は、現在、栗東市の賃貸アパートにお住まいですが、将来子供が生まれた場合にそなえ、実家に近接する申請地に住宅を建築されようとするものです。

隣地との境界は、南側と西側にはコンクリートブロックを設置し、東側には既に設置されているコンクリートブロックを流用します。また、道路高に合わせ、50cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、申請地内北側に雨水枠を設け、北側の道路側溝に放流する計画となっております。

周囲は、雑種地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地から500m以内に志津小学校、および県立テクノカレッジ草津高校があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、売買契約書、工事見積書および残高証明の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

番号2番は、先月の総会におきまして、農用地から農業用施設用地への用途変更について農林水産課から説明があり、審議いただいた案件でございますが、倉庫の建築にあたり、農地転用の手続も必要であることから、今回、申請ががあったものです。

当該案件は、志那中町に住所を有する借受人が、農業用倉庫を建築するため、貸渡人が所有する志那中町地先の、田1筆499m<sup>2</sup>を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出人の関係は、親子でございます。

借受人は、常盤学区内を中心に、農業を専業としておられます。経営規模拡大および従前賃借していた作業場を返却されたことから、新たな作業場

の確保が必要となり、申請があつたものであります。

隣地との境界は、北側はL型擁壁を新たに設置し、南側、西側には畦の復旧を行い、東側の道路高に合わせ、70cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、北側に排水枠を新設し、既設の水路へ放流される計画となっています。

隣接地は、田および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

一般基準については、工事見積書、ローン証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、栗東市に事務所を有する、不動産業者である譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する上寺町地先の田1筆686m<sup>2</sup>を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内で土木、建設業を行う事業者であり、事業拡大により現在使用中の資材置き場が手狭になってきたため、今回、申請地を適地として申請をされたものであります。

隣地との境界は、車両の出入りを行う北側の一部以外についてコンクリートブロックの設置を行い、また、車両の出入りを行う道路高に合わせ、盛り土を行います。

雨水排水は、雨水枠より、既設の北側道路側溝、および新設する西側道路側溝に放流される計画となっています。

隣接地は、田・市道であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、相当数の街区を形成している区域にあることから、第2種農地と判断されます。

また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番は、志那町に住所を有する譲受人が、既存住宅敷地を目的として、譲渡人が所有する志那町地先の地目畠、現況宅地1筆175m<sup>2</sup>を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、昭和37年頃より、譲受人の父親と譲渡人の父親との間で賃借により造成し、長年、住宅敷地として利用されてきました。

今般、当該土地を売買により取得するべく、土地の調査をしたところ、両父親が農地法の手続きを失念していたことがわかり、経過書を添付のうえ、本申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事等はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、相当数の街区を形成している区域にあることから、

第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書および残高証明書の写しの提出があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上4件、添付書類等確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終りました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議番号1番奥村厚夫委員お願いします。

1番  
奥村

5月20日、辻推進委員さんと現地確認を行いました。譲受人は、譲渡人の孫夫婦でございます。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。周辺に農地はありませんので、隣地承諾の必要もありません。特に問題はないと考えます。よろしくお願いいたします。

会長

2番の案件につきましては、議席番号9番 田中治嗣委員お願いします。

9番  
田中

9番田中です。周囲はすべて田であります。隣地承諾もありますので問題はありません。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。

会長

3番と4番の案件につきましては、議席番号10番 田中廣之委員お願いします。

10番

3番の案件につきましては、5月6日一浦推進委員さんと現地確認を行い

田中 ました。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。4番の案件は、5月19日一浦推進委員さんと現地確認を行いました。顛末案件でございます。特に問題はありません。よろしくお願ひいたします。

会長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますようお願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第28号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から4番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第28号農地法第5条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて、番号1番から4番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 審議が終了しましたので議席番号12番 木下弥生委員の入場を認めます。

(委員 入室)

会長 次に、日程第8議第29号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」を議題とします。  
それでは、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第29号土地改良事業参加資格者の交替の申出につき、承認を求めることについて説明させていただきます。  
今月の申出は、1件です。議案書は10ページです。

この申出は、土地改良事業の参加資格者を交替するため、土地改良法第3条第2項の規定に基づき農業委員会へ申出されるものです。

土地改良事業の参加資格者は、貸借地の場合、原則、所有者ではなく耕作

者になります。

耕作者から所有者へと参加資格者を交替するには、農業委員会に交替を申し出いただき、委員会の承認が必要となっています。

なお、平成31年の土地改良法改正により、所有者から耕作者へと交替するには、それまで耕作者から所有者へと交替する場合同様、委員会の承認が必要であったのですが、委員会に届出をすれば足りるということになっております。

それでは、今回の案件について説明させていただきます。

新資格者として申出された方は、現在、現資格者に当該地を賃貸借にて貸し付けられておりますが、所有者として水代を負担していくということで話がまとまつたため、資格交替を行われるものであります。

以上1件、土地改良事業参加資格者の交替の申出がございましたので、御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願ひします。

(質問・意見なし)

会長

無いようありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております。議第29号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めるについて」賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第29号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めるについて」は、原案どおり承認されました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時35分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年6月10日

会長 中瀬 康夫

署名委員 今井 修

署名委員 田中 廣之